

新旧対照表

新	旧
医政発第 0612004 号 平成 15 年 6 月 12 日	医政発第 0612004 号 平成 15 年 6 月 12 日
(一部改正 平成17年 2 月 8 日) (一部改正 平成17年10月21日) (一部改正 平成18年 3 月22日) (一部改正 平成19年 3 月30日) (一部改正 平成20年 3 月26日) (一部改正 平成21年 5 月11日) (一部改正 平成22年 4 月14日) (一部改正 平成23年 3 月24日) (一部改正 平成24年 3 月29日) (一部改正 平成26年 3 月31日) (一部改正 平成27年 3 月31日) (一部改正 平成28年 3 月30日) (一部改正 平成28年 7 月 1 日) (一部改正 平成30年 7 月 3 日) (一部改正 平成31年 3 月29日) (一部改正 令和 2 年 3 月30日) (一部改正 令和 3 年 3 月31日) (一部改正 令和 4 年 3 月31日) (一部改正 令和 5 年 3 月31日) (一部改正 令和 6 年 1 月19日) (一部改正 令和 6 年 2 月 8 日) (一部改正 令和 6 年 3 月29日) (一部改正 令和 7 年 3 月31日) (一部改正 令和 7 年10月21日)	(一部改正 平成17年 2 月 8 日) (一部改正 平成17年10月21日) (一部改正 平成18年 3 月22日) (一部改正 平成19年 3 月30日) (一部改正 平成20年 3 月26日) (一部改正 平成21年 5 月11日) (一部改正 平成22年 4 月14日) (一部改正 平成23年 3 月24日) (一部改正 平成24年 3 月29日) (一部改正 平成26年 3 月31日) (一部改正 平成27年 3 月31日) (一部改正 平成28年 3 月30日) (一部改正 平成28年 7 月 1 日) (一部改正 平成30年 7 月 3 日) (一部改正 平成31年 3 月29日) (一部改正 令和 2 年 3 月30日) (一部改正 令和 3 年 3 月31日) (一部改正 令和 4 年 3 月31日) (一部改正 令和 5 年 3 月31日) (一部改正 令和 6 年 1 月19日) (一部改正 令和 6 年 2 月 8 日) (一部改正 令和 6 年 3 月29日) (一部改正 令和 7 年 3 月31日) (一部改正 令和 7 年10月21日)

新	旧
(一部改正 令和 8 年 3 月 31 日) 各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来 36 年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとする全ての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとする事とされたところである。これを踏まえ、平成 14 年 12 月 11 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成 15 年 6 月 12 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する	各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来 36 年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとする全ての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとする事とされたところである。これを踏まえ、平成 14 年 12 月 11 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成 15 年 6 月 12 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する

新	旧
省令の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 105 号）が公布・施行され、臨床研修制度が定められたところである。さらに、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「平成 30 年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと、臨床研修病院の管理者等への報告徴収等の都道府県の監督規定が法定化されたこと等に伴い、平成 31 年 3 月 26 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 36 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。 臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。 なお、従来は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）であれば、そのまま臨床研修病院と同様の取り扱いをされることとなっていたが、平成 30 年改正法による改正後の法においては、他の病院と同様に都道府県知事の指定を受けなければならないこととなった。臨床研修省令においては、指定に関し大学病院の特例に係る規定及び文言が削除され、当該指定を受けた大学病院は、他の病院と同様に臨床研修病院と規定された。当該改正に伴い、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728001 号）	省令の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 105 号）が公布・施行され、臨床研修制度が定められたところである。さらに、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「平成 30 年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと、臨床研修病院の管理者等への報告徴収等の都道府県の監督規定が法定化されたこと等に伴い、平成 31 年 3 月 26 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 36 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。 臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。なお、従来は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）であれば、そのまま臨床研修病院と同様の取り扱いをされることとなっていたが、平成 30 年改正法による改正後の法においては、他の病院と同様に都道府県知事の指定を受けなければならないこととなった。臨床研修省令においては、指定に関し大学病院の特例に係る規定及び文言が削除され、当該指定を受けた大学病院は、他の病院と同様に臨床研修病院と規定された。当該改正に伴い、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728001 号）及び「臨

新	旧
及び「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号）は廃止し、大学病院も他の病院と同様に本通知を適用することとしたので併せて通知する。 加えて、令和 6 年 2 月 8 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 26 号）が公布・施行され、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定の基準等が定められた。当該改正に伴い、「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」（平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号。令和 3 年 3 月 4 日最終改正。）は廃止し、本通知を適用することとしたので併せて通知する。	床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号）は廃止し、大学病院も他の病院と同様に本通知を適用することとしたので併せて通知する。 加えて、令和 6 年 2 月 8 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 26 号）が公布・施行され、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定の基準等が定められた。当該改正に伴い、「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」（平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号。令和 3 年 3 月 4 日最終改正。）は廃止し、本通知を適用することとしたので併せて通知する。
第 1 臨床研修省令の趣旨（略）	第 1 臨床研修省令の趣旨（略）
第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院）	第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院）
1～22（略）	1～22（略）
23 地域における研修医の募集定員の設定 都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。 (1) 募集定員の上限 ア 厚生労働大臣は、毎年、医師臨床研修部会の審議を経た計算方法として、「当該都道府県の募集定員の配分可能数」に、前述の 5 (1) ア (㌾) の基礎研究医プログラムの定員枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。	23 地域における研修医の募集定員の設定 都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。 (1) 募集定員の上限 ア 厚生労働大臣は、毎年、医師臨床研修部会の審議を経た計算方法として、「当該都道府県の募集定員の配分可能数」に、前述の 5 (1) ア (㌾) の基礎研究医プログラムの定員枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。

新	旧
「当該都道府県の募集定員の配分可能数」とは、以下の計算式により算出した数値（ただし、医師臨床研修部会における審議を踏まえ決定した数値を加算する必要がある場合は、当該数値を以下の計算式により算出した数値に加算した数値）をいう。 $A + B + C1 + C2 + D1 + D2 + E$ A：次のA1とA2のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値とする。ただし、A2については、その算定に当たり一定の上限を設定する。 A1：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口 A2：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合計 B：地域枠入学者数×ウに定める募集定員倍率 C1：100 平方 km 当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはAに 0.07 を乗じた数値とし、100 平方 km 当たりの医師数が 30 未満の都道府県についてはAに 0.1 を乗じた数値 C2：A × 離島人口 × <u>離島数に応じた係数</u> / 当該都道府県の人口 <u>平均離島数未満の場合は3、平均離島数から平均離島数に 10 を加えた値の範囲に該当する場合は 3.33、平均離島数に 11 を加えた値から平均離島数に 20 を加えた値の範囲に該当する場合は 3.67、平均離島数に 21 を加えた値以上の場合には 4 の係数を乗ずる。</u>	「当該都道府県の募集定員の配分可能数」とは、以下の計算式により算出した数値（ただし、医師臨床研修部会における審議を踏まえ決定した数値を加算する必要がある場合は、当該数値を以下の計算式により算出した数値に加算した数値）をいう。 $A + B + C1 + C2 + D1 + D2 + E$ A：次のA1とA2のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値とする。ただし、A2については、その算定に当たり一定の上限を設定する。 A1：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口 A2：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合計 B：地域枠入学者数×ウに定める募集定員倍率 C1：100 平方 km 当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはAに 0.07 を乗じた数値とし、100 平方 km 当たりの医師数が 30 未満の都道府県についてはAに 0.1 を乗じた数値 C2：A × 離島人口 × <u>3</u> / 当該都道府県の人口 (新設)

新	旧
D 1 : A から C までを配分した後の未配分の数 × 当該都道府県の医師少数区域の人口 / 全国の総人口 D 2 : A から D 1 までを配分した後の未配分の数について、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数 E : A から D までを配分した後の合計が直近の採用数に満たない都道府県に、前年度の募集定員上限に 0.99 を乗じた数と直近の採用数とのいずれか少ない数を当該都道府県の上限とするために増減する数	D 1 : A から C までを配分した後の未配分の数 × 当該都道府県の医師少数区域の人口 / 全国の総人口 D 2 : A から D 1 までを配分した後の未配分の数について、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数 E : A から D までを配分した後の合計が直近の採用数に満たない都道府県に、前年度の募集定員上限に 0.99 を乗じた数と直近の採用数とのいずれか少ない数を当該都道府県の上限とするために増減する数
イ 上記算出に当たり用いる数値については、以下のとおりとする。 (ア)～(カ) (略)	イ 上記算出に当たり用いる数値については、以下のとおりとする。 (ア)～(カ) (略)
(キ) 離島人口は、離島振興法（昭和 27 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値。<u>離島数は、上記の法律に基づき指定されている離島の数。平均離島数は、上記の法律に基づき指定されている離島の総数を当該離島を有する都道府県数で除した数値。</u>	(キ) 離島人口は、離島振興法（昭和 27 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値
(ク) (略)	(ク) (略)
(2) (略)	(2) (略)

新	旧
26 研修医の給与について (略)	26 研修医の給与について (略)
第3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準(法第16条の2第1項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの)(略)	第3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準(法第16条の2第1項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの)(略)
第4 施行期日等 (略)	第4 施行期日等 (略)
第5 当面の取扱い (略)	第5 当面の取扱い (略)
第6 留意事項 <u>1 地域枠の学生等の従事要件等に対する配慮</u> 基幹型臨床研修病院は、研修医の募集及び採用に当たっては、いわゆる地域枠の学生等の地域医療への従事要件等に十分配慮するよう努めること。 <u>2 研修医の募集及び採用に当たっての確認</u> <u>第2の20(3)に基づき、臨床研修を未修了と判断された研修医は、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとしているため、未修了と判断された後に中断となった研修医を除き、他の基幹型臨床研修病院では採用できないことに留意すること。</u> <u>このため、基幹型臨床研修病院は、研修医の募集及び採用に当たっては、本人に対して、過去に他の基幹型臨床研修病院において臨床研修を受けたことがあるかを確認し、受けたことがある場合には、未修了理由書(様式A-23)や中断証(様式A-18)などから確認すること。</u>	第6 留意事項 (新設) 基幹型臨床研修病院は、研修医の募集及び採用に当たっては、いわゆる地域枠の学生等の地域医療への従事要件等に十分配慮するよう努めること。 (新設)
第7 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略)	第7 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略)

新	旧
第8 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年 3月31日 平成27年 3月31日 平成28年 3月30日 平成28年 7月 1日 平成30年 7月 3日 平成31年 3月29日 令和 2年 3月30日 令和 3年 3月31日 令和 4年 3月31日 令和 5年 3月31日 令和 6年 1月19日 令和 6年 2月 8日 令和 6年 3月29日 令和 7年 3月31日 令和 7年10月21日	第8 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年 3月31日 平成27年 3月31日 平成28年 3月30日 平成28年 7月 1日 平成30年 7月 3日 平成31年 3月29日 令和 2年 3月30日 令和 3年 3月31日 令和 4年 3月31日 令和 5年 3月31日 令和 6年 1月19日 令和 6年 2月 8日 令和 6年 3月29日 令和 7年 3月31日 令和 7年10月21日

新	旧
令和 8 年 3 月 31 日	